

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法 人 名	特定非営利活動法人〇〇〇〇				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
㈱フクオカ製作所	関係会社	机・椅子の購入	R3.10.1	50,000円	12,500円/1セット
				円	
				円	
				円	
<p>理事の北九州男が代表を務める法人</p>					
<p>※注意</p> <p>NPO 法人が役員等又は役員等が支配する法人に対して行った資産の譲渡等だけでなく、役員等又は役員等が支配する法人が NPO 法人に対して行った資産の譲渡等についてもすべて記載します。</p>					
(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
飛梅 太郎	理事長	事務所家賃	R2.4.1～ R4.6.30	270,000円	月 10,000円
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
筑紫 一郎 他 30 名	正会員	セミナー受講料	R2.4.1~ R4.6.30	300,000 円	受講料 5,000 円/1 回
飛梅 花子	役員	セミナー講師料	//	20,000 円	源泉税込 10,000 円/1 回
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

NPO 法人から正会員への役務の提供と正会員から NPO 法人への役務の提供の両方を記入します。

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

該当なし

役員を選任、財産の運用、事業の運営を、NPO 法人の役員等や役員等が支配する法人に対して特別に有利な条件で行っている場合には、特別の利益に該当します。

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
該当なし		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

営利を目的とした事業を行うもの、政治や宗教に関する活動を行うもの、特定の公職の候補者や公職にあるものに対して寄附をしていないかどうか確認しながら、記入してください。

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。